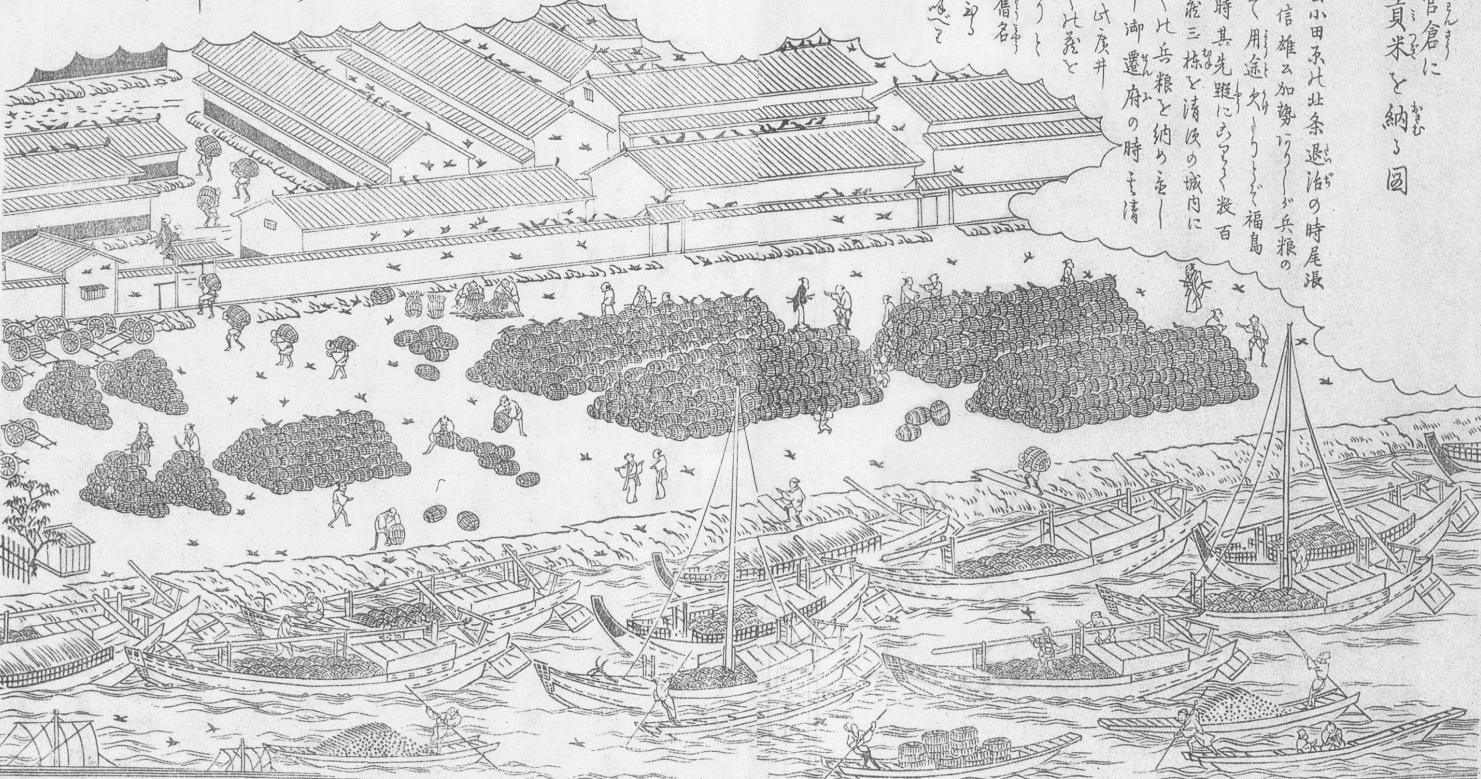


廣井官倉に
貢米と納る圖

太閤秀吉公小田原北条退治の時尾張の國之織田信雄公加勢ありしが兵糧の貯へりて用途乏しうしが福島正則公の時其先蹤にあつて數百間大うの倉三棟と清原の城内に作りて多く此兵糧と納りて一畧又十五年河内府の時尾張の三ツ倉と比度井より多く此倉と作りて之を貯へりしが今に於て三ツ倉と云ふ

とらりこめ
尾張米
拾遺集
池とさう
六免りり
水乃
あかこれハ
いひの
くらより
けし
ちし
輔相



第143回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2022年6月28日（火曜日）午前10時

場所 名古屋市中村区名駅南二丁目6番17号
東陽倉庫株式会社 本店7階会議室

東陽倉庫株式会社
TOYO LOGISTICS CO., LTD.

証券コード：9306

「もの」づくり、人の「暮らし」を支える 東陽倉庫

株主の皆様へ

株主の皆様には平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。ここに、東陽倉庫株式会社の第143回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当期における日本経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響等から持ち直しの動きがみられたものの、依然として厳しい状況が続いています。輸出や生産は足踏み状態であり、企業の設備投資は横這い傾向にあります。個人消費についてはようやく上向きしましたが、原材料やガソリン価格の高騰により鈍化しました。さらに、米国の金融引き締めやロシアのウクライナ侵攻を契機に、先行きが不透明な状況は一層高まっています。

このような事業環境の中、当社グループの業績は、営業収益283億円、経常利益21億円、当期純利益14億円となりました。経常利益は9期連続増益、かつ過去最高となりました。

株主の皆様への利益還元につきましては、今後の事業展開、財務体質の強化、および、当期の連結経営成績を勘案し、期末配当金を1株あたり50銭増配の5円とさせていただきます。中間配当金（1株あたり4円50銭）とあわせて、当期の年間配当金は1株あたり1円増配の9円50銭となり、5期連続増配となります。

当社グループは、『「もの」づくり、人の「暮らし」を支える』総合物流企業として、社会と人々の生活に今まで以上に役立つことを目指し、持続的成長と企業価値の向上に努めてまいります。株主の皆様におかれましては、より一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

2022年6月

代表取締役社長 武藤正春



目次

株主の皆様へ……………	1
【重要】新型コロナウイルス感染症対策について……………	2
招集ご通知……………	3
株主総会参考書類……………	7
事業報告……………	14
連結計算書類……………	30
計算書類……………	32
監査報告……………	34
株主メモ……………	39
トピックス……………	41
株主総会会場ご案内図…	末尾

2022年6月6日

株主の皆様へ

東陽倉庫株式会社

【重要】新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応について

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

来る6月28日（火）に当社第143回定時株主総会の開催を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた当社の対応について、下記の通りご案内させていただきます。株主の皆様のご理解とご協力をお願い申しあげます。

記

1. 株主様へのお願い
 - ・感染リスクを避けるため、株主の皆様の安全を最優先し、株主総会当日の健康状態に関わらず、ご来場をお控えいただくとともに、事前の書面またはインターネットによる議決権行使を強くご推奨申しあげます。
2. ご来場される株主様へ
 - ・ご来場いただく場合は、当日は必ずマスク着用のうえ、新型コロナウイルス感染防止対策にご協力をお願いいたします。入口にてご来場の皆様の体温の確認装置を設置し、発熱や咳などの症状があると認められる場合、ご入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
 - ・会場内でのマスクの常時ご着用と、手指の消毒にご協力をお願いいたします。
 - ・感染リスク低減のため、座席の間隔を拡げて配置いたします。これに伴い、座席数が少なくなることから、一定数を超えた場合ご入場をお断りすることがございますので、予めご了承のほどよろしくをお願いいたします。
 - ・本年度の株主総会では、お土産の配布を見合わせます。
3. 当社の対応について
 - ・株主総会の議事は、感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項の詳細な説明は一部省略させていただきます。
 - ・事務局員は、マスクを着用して対応させていただきます。
4. その他
 - ・今後、株主総会当日までの状況変化とその対応につきましては、当社企業情報サイト (<http://www.toyo-logistics.co.jp/news/index.html>) にてお知らせいたします。

以上

(証券コード：9306)

2022年6月6日

株 主 各 位

名古屋市中村区名駅南二丁目6番17号
東陽倉庫株式会社
代表取締役社長 武藤正春

第143回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第143回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご高覧のうえ、5～6頁のご案内に従って、2022年6月27日（月曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2022年6月28日（火曜日）午前10時
2	場 所	名古屋市中村区名駅南二丁目6番17号 東陽倉庫株式会社 本店7階会議室 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)
3	目的事項	報告事項 第143期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類および計算書類の内容ならびに 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役6名選任の件 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

以 上

[当社ウェブサイトに掲載する事項のお知らせ]

1. 「連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表」および「計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表」につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.toyo-logistics.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、上記のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載している連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表、計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表も含まれております。
2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.toyo-logistics.co.jp/>) に掲載させていただきます。

[株主総会にご来場いただく株主様へのご案内]

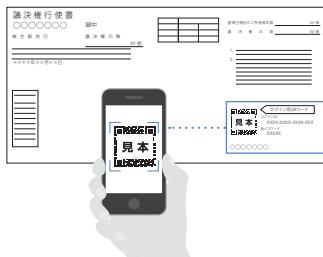
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
2. 代理人により議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙とともに代理権を証明する書面を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人は、当社定款の定めにより、議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

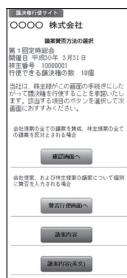
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



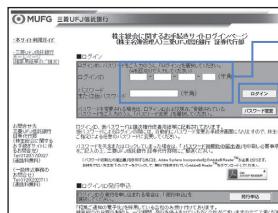
QRコードを用いたログインは1回に限り可能
です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

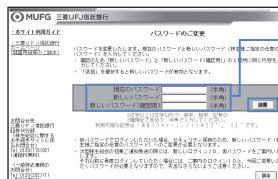
- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリック



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	
第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)
	(電子提供措置等)
(新 設)	第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
	2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
(新 設)	(附則)
	1. 現行定款第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案第16条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。
	2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。
	3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	しら いし よし たか 白 石 好 孝 (1945年8月21日生) 再任	1983年7月 当社入社 1994年6月 当社取締役倉庫部長 2000年6月 当社代表取締役常務取締役 2002年6月 当社代表取締役専務取締役 2004年6月 当社代表取締役副社長 2006年6月 当社代表取締役社長 2012年6月 当社代表取締役会長（現任） (重要な兼職の状況) 伏見興産株式会社代表取締役 [取締役候補者とした理由] 2006年から2012年まで社長、2012年から会長として取締役会の議長を務めております。当社における豊富な業務経験、グループ経営全般、物流企業の経営全般および管理・運營業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。	42,565株
2	む とう まさ はる 武 藤 正 春 (1952年3月19日生) 再任	2003年12月 当社入社 執行役員 2004年1月 当社常務執行役員 2004年6月 当社取締役常務執行役員 2009年6月 当社代表取締役常務執行役員 2012年6月 当社代表取締役社長（現任） [取締役候補者とした理由] 入社以来、東京営業本部長、国内営業本部長、国際営業本部長を経て、2012年から社長を務めております。当社における豊富な業務経験と、物流企業の経営全般および管理・運營業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。	183,907株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	わた なべ まこと 渡 邊 誠 (1963年1月6日生) 再任	1986年4月 当社入社 2012年6月 当社経理部長 2014年6月 当社執行役員 2016年6月 当社取締役執行役員 2018年6月 当社取締役執行役員管理本部長兼経理部長 2020年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼経理部長（現任） [取締役候補者とした理由] 入社以来、主に会計業務に従事し、現在常務執行役員管理本部長を務めております。当社における豊富な業務経験と、物流企業の経営全般および管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。	29,615株
4	くろ だ じょう じ 黒 田 城 児 (1961年4月6日生) 再任	1984年4月 当社入社 2011年6月 当社執行役員 2016年6月 東陽物流株式会社執行役員 2018年6月 同社上席執行役員 2020年6月 同社代表取締役社長（現任） 2020年6月 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 東陽物流株式会社代表取締役社長 [取締役候補者とした理由] 入社以来、主に国際物流事業に従事し、輸出部長、海運部長を務めたのち、現在、東陽物流株式会社代表取締役社長を務めております。当社グループにおける豊富な業務経験と、物流企業の経営全般および管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。	34,602株

招集ご通知

参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主メモ

トピックス

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	いち はし こう いち ろう 市 橋 弘 一 郎 (1955年8月26日生) 再 任 社 外 独 立	1999年6月 神野臨海株式会社取締役 2001年6月 同社常務取締役 2004年6月 同社専務取締役 2007年6月 同社代表取締役社長(現任) 2016年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 神野臨海株式会社代表取締役社長 [社外取締役候補者とした理由および期待される役割等] 神野臨海株式会社の専務取締役を経て、現在、同社代表取締役社長を務め、企業経営に携わっており、実践的な視点から当社の経営全般に助言をいただくことで、経営体制の強化ができると判断し、引き続き社外取締役候補者としました。	0株
6	みづ たに こう じ 水 谷 康 二 (1954年12月5日生) 再 任 社 外 独 立	2009年4月 東洋熱工業株式会社執行役員 2010年4月 同社上席執行役員 2020年4月 同社常勤顧問 2020年6月 当社社外取締役(現任) 2021年4月 東洋熱工業株式会社顧問(2022年3月退任) [社外取締役候補者とした理由および期待される役割等] 東洋熱工業株式会社の上席執行役員を経て、同社常勤顧問、顧問を務め、企業経営に携わっており、実践的な視点から当社の経営全般に助言をいただくことで、経営体制の強化ができると判断し、引き続き社外取締役候補者としました。	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 市橋弘一郎および水谷康二の両氏は、社外取締役候補者であります。
 - (2) 市橋弘一郎および水谷康二の両氏は、当社の「社外役員の独立性判断基準」、東京証券取引所および名古屋証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、同取引所に独立役員として現在届け出ております。両氏が選任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
 - (3) 市橋弘一郎および水谷康二の両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって市橋弘一郎氏が6年、水谷康二氏が2年となります。
 - (4) 責任限定契約の概要
当社は、市橋弘一郎および水谷康二の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を現在締結しており、両氏が選任された場合には、当該契約は継続となります。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

3. 当社は、保険会社との間で当社の取締役、監査役および執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を現在締結しております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれ、被保険者が負担することになる損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、被保険者による保険料負担はございません。当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。
4. 各候補者が有している専門性は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者が有する専門性				
		企業経営	財務会計	法務・リスクマネジメント	グローバル	物流業界
1	白石好孝	○	○	○	○	○
2	武藤正春	○	○	○	○	○
3	渡邊誠	○	○	○	○	○
4	黒田城児	○	○	○	○	○
5	市橋弘一郎	○	○	○	○	○
6	水谷康二	○	○	○	○	

<ご参考>

当社の「社外役員の独立性判断基準」

金融商品取引所が定める独立役員の要件に加え、本人の現在および過去3事業年度における以下(1)～(7)の該当の有無を確認のうえ、独立性を判断します。

- (1) 当社の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者（※1）
- (2) 当社の定める基準を超える借入先（※2）の業務執行者
- (3) 当社の定める基準を超える取引先（※3）の業務執行者
- (4) 当社より、役員報酬以外に1事業年度当たり1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者
- (5) 当社の会計監査人の代表社員または社員
- (6) 当社より、一定額を超える寄附（※4）を受けた団体に属する者
- (7) 当社の社外役員としての任期が12年を超える者

※1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他の使用人等をいいます。

※2 当社の定める基準を超える借入先とは、当社の借入額が連結総資産の1%を超える借入先をいいます。

※3 当社の定める基準を超える取引先とは、当社との取引が当社連結営業収益（連結営業費用）の5%を超える取引先をいいます。

※4 一定額を超える寄附とは、1事業年度当たり1,000万円を超える寄附をいいます。

なお、上記(1)～(7)のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、社外役員選任時にその理由を説明・開示いたします。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令の定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

加藤伸明氏は監査役森真悟氏の補欠監査役候補者、早川恵久氏は監査役近藤克磨および入谷正章の両氏の補欠監査役候補者であります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得たうえで、取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職状況	所有する当社株式の数
1	かとうのぶあき 加藤伸明 (1960年5月30日生)	1985年12月 当社入社 2015年4月 当社コンプライアンス統括室長(現任) 2018年4月 当社監査室長(現任)	8,389株
2	はやかわやすひさ久 早川恵久 (1951年2月10日生)	1969年4月 名古屋国税局入局 2009年7月 名古屋国税局課税第二部部長 2011年8月 税理士登録 2011年9月 早川税理士事務所所長(現任) 2016年6月 トランコム株式会社社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 早川税理士事務所所長	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 早川恵久氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、保険会社との間で当社の取締役、監査役および執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しています。各候補者が監査役に就任した場合、候補者は当該保険契約に含められ、被保険者が負担することになる損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、被保険者による保険料負担はございません。
4. 補欠の社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 補欠の社外監査役候補者とする理由について
早川恵久氏は、税理士として培われた企業税務・会計知識を監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役としてお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員以外の立場で企業経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (2) 補欠の社外監査役との責任限定契約について
当社は、早川恵久氏が監査役に就任された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。
5. 早川恵久氏は、当社の「社外役員の独立性判断基準」、東京証券取引所および名古屋証券取引所が定める独立役員要件を満たしております。
6. 早川恵久氏は、現在トランコム株式会社社外取締役(監査等委員)に就任していますが、2022年6月21日付で退任する予定であります。

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における日本経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響等から持ち直しの動きがみられたものの、依然として厳しい状況が続いています。輸出や生産は足踏み状態であり、企業の設備投資は横這い傾向にあります。個人消費についてはようやく上向きましたが、原材料やガソリン価格の高騰により鈍化しました。さらに、米国の金融引き締めやロシアのウクライナ侵攻を契機に、先行きが不透明な状況は一層高まっています。

物流業界の貨物取扱いは、国内貨物は年度を通じて残高が低調に推移し、荷動きは年度半ばに回復の兆しが見えたものの低調に推移しました。輸出貨物は主に中国向け化学工業品、米国向け自動車部品等が増加し、輸入貨物は豪州からの鉄鉱石、中国からの電気機械等が増加しました。

このような状況の中、当社グループは、①運送体制と流通拠点の強化による3PL物流の推進、②海外拠点の拡充を含めたグローバルな業務の強化、③不動産賃貸料等の安定収入の拡大を進め、既存倉庫の稼働率を高め、営業収益の増加および費用の削減に努めてまいりました。

この結果、連結営業収益は283億6千6百万円となり、7億6百万円（前期比+2.6%）の増益となりました。連結経常利益は21億5百万円となり、3億5千6百万円（前期比+20.4%）の増益となりました。特別損益等を加減いたしました結果、親会社株主に帰属する当期純利益は14億4千3百万円となり、2億5千5百万円（前期比+21.5%）の増益となりました。

業績ハイライト（連結）

営業収益	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益
28,366百万円	1,364百万円	2,105百万円	1,443百万円
前連結会計年度比+2.6%	前連結会計年度比+29.0%	前連結会計年度比+20.4%	前連結会計年度比+21.5%

招集ご通知

参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主メモ

トピックス

物流事業

営業収益

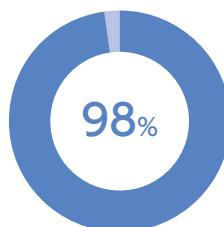
27,803百万円

前連結会計年度比+2.6%

主要な事業内容

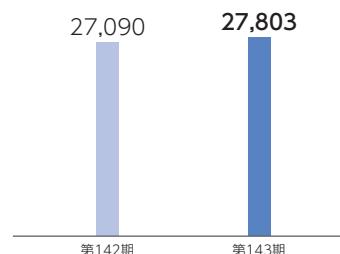
日本国内および外国との取引で発生する貨物の取扱（保管、荷役、運送、通関、国際複合輸送、その他付随業務）を主な業務とする。

営業収益構成比



営業収益

(単位：百万円)



倉庫事業は、建材および非鉄金属の取扱・保管残高が増加しましたが、紙パルプおよび金属製品は低調に推移しました。陸上運送事業は年度を通じて堅調に推移しました。配送センター事業は、外出自粛による巣ごもり需要が一巡したものの、取扱いは高水準で推移しました。

港湾運送事業は、船内荷役が年度後半低調に推移しましたが、沿岸荷役は年度を通じて堅調に推移しました。国際輸送事業は、きめ細かい営業展開により航空貨物の取扱いが堅調に推移しました。

この結果、物流事業の営業収益は278億3百万円（前期比+2.6%）、経常利益は20億8千万円（前期比+20.4%）となりました。

(単位：千トン)

取 扱 高 の 状 況	前 期 2020年4月～ 2021年3月	当 期 2021年4月～ 2022年3月	増 減
倉 庫 貨 物 取 扱 高	2,545	2,565	20 (0.8%)
倉 庫 貨 物 期 中 平 均 月 末 残 高	204	205	0 (0.5%)
港 湾 貨 物 総 取 扱 高	1,145	1,341	195 (17.1%)
陸 上 運 送 取 扱 高	2,402	2,580	178 (7.4%)

不動産事業 営業収益

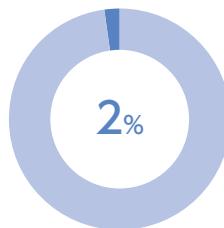
565百万円

前連結会計年度比-1.2%

主要な事業内容

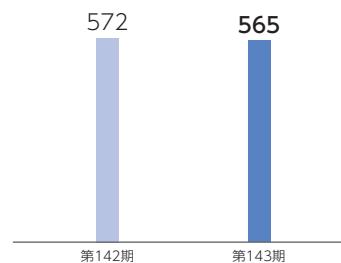
所有する建物、土地等の賃貸を主な
業務とする。

営業収益構成比



営業収益

(単位：百万円)



不動産事業は、請負工事の受注が減少し、賃貸オフィスの稼働は前年並みとなりました。一方で、時間貸駐車場は年度を通じて高水準に稼働しました。

この結果、不動産事業の営業収益は5億6千5百万円（前期比-1.2%）、経常利益は2億5千8百万円（前期比+3.7%）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期中の設備投資額は9億4千2百万円で、主に既存施設の維持更新等に投資いたしました。

(3) 資金調達の状況

設備投資に要する資金は、自己資金および金融機関等からの借入金により調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

日本経済の先行きを展望しますと、ロシアのウクライナ侵攻に端を発した資源価格の上昇、世界経済の減速、日米金利差を反映した円安に伴うインフレ等により、厳しい状況に陥ることも懸念されます。新型コロナウイルスの変異株感染状況の先行きも不透明です。

物流業界においては、デジタル・トランスフォーメーション（DX）への取組み、2024年問題への対応、カーボン・ニュートラルへの取組み、自然災害など様々な課題への対応が求められています。加えて、コロナ禍による社会環境の激変に適応した新たな物流への変革が求められています。

このような事業環境の中、当社グループは時代の変化により迅速に適用し、顧客ニーズにさらに柔軟に対応するため、物流事業においては、引き続き配送センターの拡充ときめ細やかな3PL物流サービスを推進します。また、今後ますます物流ニーズの高まりが予想されるアジアでの拠点の面的展開を進めてまいります。

また不動産事業において、引き続き保有資産の運用効率の向上を図ってまいります。更に、経営資源の効率化を引き続き推進するとともに、なお一層の業務品質向上を図り、業容の拡大に努めてまいります。

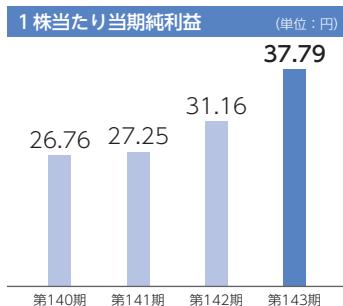
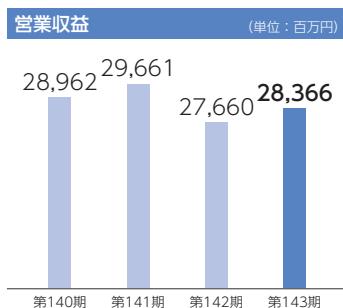
当社グループは、『「もの」づくり、人の「くらし」を支える』総合物流企業として、社会と人々の生活に役立つことを目指し、不断の努力により持続的成長を実現し、企業価値の向上に努めてまいります。また、「共生・健全・発展」を基本とした当社グループ倫理規範の徹底により、社会的責任を果たしてまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ引き続き格別のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移 (連結)

区 分	第140期 2018年4月～ 2019年3月	第141期 2019年4月～ 2020年3月	第142期 2020年4月～ 2021年3月	第143期 2021年4月～ 2022年3月
営業収益 (百万円)	28,962	29,661	27,660	28,366
経常利益 (百万円)	1,517	1,611	1,749	2,105
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,020	1,040	1,187	1,443
1株当たり当期純利益 (円)	26.76	27.25	31.16	37.79
純資産 (百万円)	19,244	19,859	21,150	22,173
総資産 (百万円)	41,628	41,320	42,892	43,248

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数により算出しております。なお、期中の平均発行済株式総数は、自己株式数を控除した株式数を用いております。
2. 第143期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度に係る財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。



(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
東陽物流株式会社	50百万円	100.0%	港湾運送事業、貨物自動車運送事業

(7) 主要な営業所

当社	本社：名古屋市中村区名駅南二丁目6番17号 国内営業本部：名古屋市（中村区） 国際営業本部：名古屋市（港区） 東京営業本部：東京都中央区
東陽物流株式会社	本社：名古屋市（港区）

(注) 海外拠点

TOYO LOGISTICS AMERICA,INC. (アメリカ合衆国)
東誉（上海）国際貨運代理有限公司（中華人民共和国）
TOYO LOGISTICS(S) PTE.LTD. (シンガポール共和国)
TOYO LOGISTICS(THAILAND) CO.,LTD. (タイ王国)
TOYO SOKO(THAILAND) CO.,LTD. (タイ王国)

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
748名 (680名)	22名減

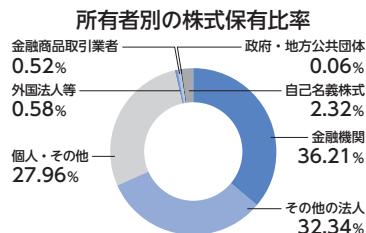
(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	3,566百万円
株式会社日本政策投資銀行	2,789百万円
株式会社中京銀行	2,400百万円
三井住友信託銀行株式会社	1,134百万円
株式会社愛知銀行	1,036百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 39,324,953株
(自己株式913,539株を含む)
- (2) 株主数 5,169名
- (3) 大株主



株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,629	9.45
ダイセー倉庫運輸株式会社	1,800	4.69
株式会社中京銀行	1,432	3.73
伏見興産株式会社	1,293	3.37
株式会社三菱UFJ銀行	1,270	3.31
第一生命保険株式会社	1,172	3.05
株式会社愛知銀行	1,045	2.72
中京テレビ放送株式会社	1,000	2.60
明治安田生命保険相互会社	976	2.54
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	936	2.44

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- (4) 当事業年度中に交付した株式報酬の状況
当事業年度中に、取締役3名(社外取締役を除く)に当社普通株式26,219株を付与いたしました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏 名	地 位 お よ び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
白 石 好 孝	代表取締役会長	伏見興産株式会社 代表取締役
武 藤 正 春	代表取締役社長	—
渡 邊 誠	取締役（常務執行役員 管理本部長兼経理部長）	—
黒 田 城 児	取締役	東陽物流株式会社 代表取締役社長
市 橋 弘 一 郎	社外取締役	神野臨海株式会社 代表取締役社長
水 谷 康 二	社外取締役	—
森 真 悟	常勤監査役	—
近 藤 克 麿	社外監査役	近藤克麿公認会計士事務所 所長
入 谷 正 章	社外監査役	入谷法律事務所 所長

- (注) 1. 取締役市橋弘一郎および水谷康二の両氏は、社外取締役であり、東京証券取引所および名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役近藤克麿および入谷正章の両氏は、社外監査役であり、東京証券取引所および名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役近藤克麿氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当の知見を有するものであります。
4. 当社は、保険会社との間で当社の取締役、監査役および執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しています。被保険者が負担することになる損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、被保険者による保険料負担はございません。
5. 2022年3月31日現在の取締役兼務以外の執行役員の体制および担当は次のとおりであります。

常 務 執 行 役 員	国際営業本部長	伊 木 善 秀
常 務 執 行 役 員	国内営業本部長兼国内物流部長	青 山 章
常 務 執 行 役 員	東京営業本部長兼東京カスタマーサービス部長兼東京営業部長	山 本 昭 人
執 行 役 員	不動産部長	若 山 英 二
執 行 役 員	国際部長	日 高 公 司
執 行 役 員	海運部長	小 川 正 司
執 行 役 員	トランクルーム部長	福 田 章 男
執 行 役 員	総務部長	長谷川 裕 之

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

① 当事業年度にかかる報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	82 (4)	73 (4)	—	8 (—)	5 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	17 (6)	17 (6)	—	— (—)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	99 (10)	90 (10)	—	8 (—)	8 (4)

- (注) 1. 取締役の支払総額には、使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役黒田城児氏は、東陽物流株式会社の代表取締役社長を兼任しており、当社における報酬はございませんので、人数および支払総額には含まれておりません。
3. 上記業績連動報酬等は、営業収益および経常利益等の業績指標を反映した金銭報酬とし、過年度の連結業績等および当期の業績見込みに基づき、支給の有無と額を決定しております。業績は「1. 企業集団の現況に関する事項 (5)財産および損益の状況の推移」(18ページ)に記載しております。なお、当事業年度の業績連動報酬等は、当期の業績を鑑みて支給しておりません。
4. 上記非金銭報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的に譲渡制限付株式とし、当社普通株式を取締役としての職務の内容および役位に基づき支給します。なお、非金銭報酬等は、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第127回定時株主総会において年額180百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名です。また、2020年6月25日開催の第141回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬として上記の報酬枠の範囲内において年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の取締役の員数は、6名です。
- 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第127回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

③ 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年11月9日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該方針に基づき、取締役の報酬等の内容の決定に関する取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けることとしております。

また、取締役会は、取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容や決定の方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していること、および、指名報酬委員会からの答申が尊重されることを確認することとしております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容について、取締役の報酬は、当社の企業価値向上に資することを原則として、経営環境、業績、従業員に対する処遇との整合性を考慮して決定します。また、個々の取締役の報酬の決定は、各職責を踏まえた適正な水準としております。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等については、指名報酬委員会がその総額を審議し、取締役会が決定します。その上で指名報酬委員会委員長である代表取締役社長武藤正春が取締役会からその具体的内容について委任を受け、代表取締役会長白石好孝と協議の上、決定します。委任された権限の内容は、決定方針に基づき、各取締役の個人別報酬を決定するものであり、代表取締役社長が適任であることが、その理由であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 市橋弘一郎

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社は、神野臨海株式会社と物流サービスの取引関係があります。同社と当社との取引は僅少（連結営業収益および連結営業費用の0.5%以下）であります。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会16回全てに出席し、会社経営者としての豊富な経験および識見に基づき、必要な発言を適宜行っております。

ウ. 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

会社経営者として、豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経営全般に助言をいただきました。

エ. 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

② 取締役 水谷康二

ア. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会16回全てに出席し、豊富な経験および職見に基づき、必要な発

言を適宜行っております。

イ. 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

経歴を通じた企業経営経験に加え管理部門・事業部門双方における幅広い知見を有しており、当社の経営全般に助言をいただきました。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

③ 監査役 近藤克麿

ア. 重要な兼職先と当社との関係

開示すべき関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会16回全て、監査役会16回全てに出席し、必要に応じ、公認会計士としての専門的な見地から発言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

④ 監査役 入谷正章

ア. 重要な兼職先と当社との関係

開示すべき関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会16回全て、監査役会16回全てに出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的な見地から発言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	28百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の金額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制、その運用状況の概要および方針

(1) 会社の体制

当社および当社子会社（以下「当社グループ」という。）は、「東陽倉庫グループ倫理規範」に基づき、子会社を含めて健全な企業風土を醸成しています。また、企業価値の向上とステークホルダーとの健全な関係の維持・発展に努めるため、基本方針を定め、不断の見直しにより、継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の整備に努めています。

① 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「東陽倉庫グループ倫理規範」を制定し、日頃の業務運営の指針としています。当社グループは、この指針に基づき、業務の適正を確保するための体制を整備し、社会的使命を果たしています。
- (2) 業務執行にあたっては、取締役会および各種会議体で、総合的に検討したうえで意思決定を行っています。また、これらの会議体への付議基準を定め、適切に付議しています。
- (3) 当社の代表取締役社長の直属機関である内部統制委員会を設け、当社グループのコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努めています。
- (4) 重要な意思決定を行う事項については、事前にその法令および定款への適合性を調査・検討することにより、役職員の職務の執行の適合性を確保しています。
- (5) 各組織の職務分掌および職務権限を明確化するとともに、継続的な改善を図っています。
- (6) 内部通報制度を通じて、全役職員が法令、定款および社内規程等を逸脱する行動について、早期に把握し、解決を図っています。
- (7) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫き、取引関係を持たないことを徹底します。また、反社会的勢力対策規程を定め、当社総務部を担当責任部署とし、組織的に対応する体制としています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令、稟議規程、文書取扱規程に基づき、記録・保存・管理しています。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 内部統制委員会において各機能におけるリスクの把握および対応策の検討について審議し、当社の代表取締役社長に報告しています。
- (2) 財務報告に係るリスクについては、内部統制管理規程に基づき、内部統制委員会を中心とした当社グループ体制を整えています。
- (3) 安全、品質、環境等のリスクおよび法令順守については、内部統制委員会および安全・品質委員会において定期的に見直しを行い、対策を講じるよう管理しています。
- (4) 大規模災害等の発生に備え、事業継続計画の策定および見直し、各種マニュアルの整備や訓練を行うほか、必要に応じて保険を付保しています。

- (5) 不測の事態が発生した場合には、危機管理規程に基づき、当社の代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める危機管理体制を整えることとしています。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定め、効率的に職務の執行が行われる体制を取っています。
- (2) 執行役員制度を採用し、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、双方の機能を強化しています。
- (3) 予算制度により資金を適切に管理し、職務権限規程等に基づいて業務および予算の執行を行います。重要案件については、取締役会および各種会議体に適切に付議します。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制および当社子会社の取締役の職務の執行に係る当社への報告体制

- (1) 「東陽倉庫グループ倫理規範」に基づき、役職員一体となった順法意識の醸成を図っています。
- (2) 当社の役員が当社子会社の役員を兼任することにより、当社子会社の業務の適正性と適法性を確認しています。
- (3) 当社が定める関係会社管理規程に基づき、当社子会社の財務および事業活動を管理する部門を明確化し、多面的な管理を図ります。また、定期随時に情報交換を行っています。
- (4) 当社は、当社子会社に対し監査室による定期的監査を実施し、その報告を受けるとともに、定期的な情報交換を行い、コンプライアンス上の課題、問題点の把握に努めています。
- (5) 当社が定める関係会社管理規程において、当社子会社の経営状況および財務状況について定期的な報告を義務付けています。
- (6) 当社子会社の代表取締役社長は、当社の取締役を兼務し、当社取締役会において、事業の経過、財産の状況およびその他の重要な事項について、定期的に報告をしています。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合の補助使用人に関する事項ならびに補助使用人の取締役からの独立性および監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 現在、補助使用人は配置していませんが、必要に応じて、補助使用人を置くこととします。補助使用人の任命、解任、評価、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保します。
- (2) 補助使用人は、他部署の使用人を兼務できず、監査役の指揮命令に従わなければならないこととしています。

⑦ **当社グループの取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに監査役へ報告した者が、報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

- (1) 取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、業務または業績に影響を与える重要な事項について、当社の監査役に都度報告を行っています。前記に関わらず、当社の監査役はいつでも必要に応じて、取締役等および使用人に対して報告を求めることができます。
- (2) 取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、法令違反等、著しい損害を及ぼすおそれのある事実について、当社の監査役に報告を行っています。
- (3) 監査室およびコンプライアンス統括室は、定期的に当社グループにおける内部監査、コンプライアンスリスク、リスク管理等について、当社の監査役に報告を行っています。
- (4) 当社の監査役へ報告を行った役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を役職員に周知徹底しています。

⑧ **監査役の仕事の執行について生じる費用の処理に関する事項**

- (1) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対して、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、総務部において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の仕事の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理しています。
- (2) 当社は、監査役の仕事の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けています。

⑨ **監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制**

- (1) 監査役会は、代表取締役、監査室、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとしています。
- (2) 監査役は、必要に応じて、重要な社内会議に出席することができます。

⑩ **財務報告の信頼性を確保するための体制**

- (1) 金融商品取引法および付随する基準等ならびに会社法を順守し、財務報告に係る内部統制を構築しています。
- (2) 内部統制の整備・運用・評価は、社内規程に則り、内部統制委員会およびコンプライアンス統括室を中心として行っています。
- (3) 内部統制システムに不備が生じた場合は、速やかにその原因を追求し、改善を図っています。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 主な会議の開催状況について

取締役会は16回開催し、取締役の職務執行の適法性の確保と、適正性および効率性を高めてきました。

監査役会は16回、内部統制委員会は2回開催しました。

本部長会、執行役員会は毎月開催し、業務執行全般について討議を行いました。

② コンプライアンスに関する取り組み

コンプライアンス統括室が中心となり、安全・品質委員会を通じて法令順守の徹底を図りました。

通報先を現行のコンプライアンス統括室または監査役から、コンプライアンス統括室または社外弁護士に変更し、体制をより充実させました。

③ 当社グループにおける業務の適正性に対する取り組み

当社グループは、当社の役職員がグループ会社の役員を兼任することで十分な管理を実施し、関係会社管理規程に基づき、グループ各社の業務が適正に確保されるよう努めています。また、当社および子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の監査室がモニタリングし、改善を進めています。

④ 損失の危険の管理に対する取り組み

当社グループは、危機管理規程、事業継続計画に基づき、事業継続計画の見直しと、事業運営に大きな影響を与える可能性のあるリスクの見直し、および、リスクの対応策の進捗状況の確認を実施しました。

⑤ 監査役が実効的に行われることを確保するための取り組み

監査役は、当社の取締役会、執行役員会、および子会社の取締役会等、重要な会議に出席し、職務の執行状況を聴取し、必要に応じ監査の視点から監査役の意見を述べて、職務執行者と監査役との意思疎通を図っております。

また、常勤監査役は、会計監査人とのミーティングを7回、社外取締役および社外監査役とのミーティングを1回実施し、情報交換を行いました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主の皆様に対する利益還元は、最重要政策のひとつとして考え、安定配当の維持を基本としながら、配当性向、将来の事業展開のための内部留保の充実など総合的に勘案し決定しています。

(注) 本事業報告は、金額、トン数および持株数は表示単位未満を切り捨て、比率は表示単位未満を四捨五入して記載しています。また、次頁以降の連結貸借対照表、連結損益計算書、貸借対照表、損益計算書の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	(ご参考)	第 143 期 2022年3月31日現在	科 目	(ご参考)	第 143 期 2022年3月31日現在
	第 142 期 2021年3月31日現在			第 142 期 2021年3月31日現在	
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
流 動 資 産	12,906	14,087	流 動 負 債	7,878	6,954
現金及び預金	6,436	7,668	支払手形及び営業未払金	1,907	1,841
受取手形及び営業未収入金	5,771	—	短期借入金	4,253	3,283
受取手形、営業未収入金及び契約資産	—	5,655	未払法人税等	281	380
リース債権及びリース投資資産	97	95	賞与引当金	300	323
原材料及び貯蔵品	52	42	そ の 他	1,136	1,124
そ の 他	549	626	固 定 負 債	13,862	14,120
貸倒引当金	△0	△0	長期借入金	9,700	10,317
固 定 資 産	29,985	29,160	リース債務	775	666
有形固定資産	20,551	20,142	繰延税金負債	597	484
建物及び構築物	10,017	9,619	役員退職慰労引当金	28	28
機械装置及び運搬具	711	769	執行役員退職慰労引当金	1	—
工具、器具及び備品	499	439	退職給付に係る負債	1,980	1,832
土 地	9,285	9,285	資産除去債務	119	121
リース資産	36	28	そ の 他	658	669
無形固定資産	264	246	負 債 合 計	21,741	21,074
投資その他の資産	9,170	8,770	(純 資 産 の 部)		
投資有価証券	6,554	6,338	株 主 資 本	20,223	21,341
長期貸付金	17	12	資 本 金	3,412	3,412
リース債権及びリース投資資産	969	869	資 本 剰 余 金	2,201	2,210
差入保証金	718	691	利 益 剰 余 金	14,898	15,985
繰延税金資産	592	570	自 己 株 式	△289	△267
そ の 他	320	289	その他の包括利益累計額	927	831
貸倒引当金	△2	△1	その他有価証券評価差額金	1,006	835
			退職給付に係る調整累計額	△78	△4
資 産 合 計	42,892	43,248	純 資 産 合 計	21,150	22,173
			負 債 ・ 純 資 産 合 計	42,892	43,248

招集ご通知

参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主メモ

トピックス

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	(ご参考) 第 142 期 2020年4月1日～ 2021年3月31日	第 143 期 2021年4月1日～ 2022年3月31日
営 業 収 益	27,660	28,366
営 業 原 価	25,770	26,143
営 業 総 利 益	1,890	2,223
販売費及び一般管理費	832	858
営 業 利 益	1,057	1,364
営 業 外 収 益	733	779
受 取 利 息	0	0
受 取 配 当 金	129	104
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	99	217
助 成 金 収 入	445	370
そ の 他	58	86
営 業 外 費 用	42	37
支 払 利 息	34	31
そ の 他	8	6
経 常 利 益	1,749	2,105
特 別 利 益	37	16
固 定 資 産 売 却 益	18	16
投 資 有 価 証 券 売 却 益	19	0
特 別 損 失	73	69
固 定 資 産 除 売 却 損	58	59
投 資 有 価 証 券 評 価 損	-	5
投 資 有 価 証 券 売 却 損	-	2
災 害 に よ る 損 失	3	1
訴 訟 関 連 損 失	11	-
税金等調整前当期純利益	1,713	2,052
法人税、住民税及び事業税	554	664
法人税等調整額	△28	△54
当 期 純 利 益	1,187	1,443
親会社株主に帰属する当期純利益	1,187	1,443

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	(ご参考)	第 143 期 2022年3月31日現在	科 目	(ご参考)	第 143 期 2022年3月31日現在
	第 142 期 2021年3月31日現在			第 142 期 2021年3月31日現在	
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
流 動 資 産	11,189	12,410	流 動 負 債	7,763	6,813
現金及び預金	5,472	6,715	営業未払金	2,469	2,460
受取手形	6	3	短期借入金	500	500
電子記録債権	176	192	1年内返済予定の長期借入金	3,753	2,783
営業未収入金	4,910	-	リース債務	108	108
営業未収入金及び契約資産	-	4,806	未払金	296	263
リース債権及びリース投資資産	97	95	未払費用	59	69
原材料及び貯蔵品	45	36	未払法人税等	224	270
前払費用	117	129	前受金	108	121
立替金	357	424	預り金	45	36
未収入金	3	1	賞与引当金	124	133
その他の	4	5	その他の	73	65
貸倒引当金	△0	△0	固 定 負 債	12,582	12,977
固 定 資 産	27,203	26,232	長期借入金	9,700	10,317
有 形 固 定 資 産	19,506	19,040	リース負債	775	666
建物	9,358	9,000	繰延税金負債	681	549
構築物	332	305	退職給付引当金	863	853
機械及び装置	234	212	役員退職慰労引当金	28	28
車両及びその他の陸上運搬具	17	25	長期預り保証金	499	479
工具、器具及び備品	485	426	資産除去債務	30	31
土地	9,040	9,040	その他の	3	53
リース資産	36	28	負 債 合 計	20,346	19,791
無 形 固 定 資 産	246	228	(純 資 産 の 部)		
ソフトウェア	97	68	株 主 資 本	17,057	18,033
電話加入権	9	9	資 本 金	3,412	3,412
施設利用権	11	10	資 本 剰 余 金	2,201	2,210
リース資産	126	99	資本準備金	2,134	2,134
ソフトウェア仮勘定	0	40	その他資本剰余金	67	76
投資その他の資産	7,450	6,963	利 益 剰 余 金	11,680	12,624
投資有価証券	4,548	4,204	利益準備金	518	518
関係会社株式	1,176	1,176	その他利益剰余金		
出資金	1	1	別途積立金	2,453	2,453
関係会社出資金	62	62	固定資産圧縮記帳積立金	1,626	1,560
リース債権及びリース投資資産	969	869	繰越利益剰余金	7,081	8,091
長期貸付金	12	9	自 己 株 式	△236	△214
破産更生債権等	0	0	評価・換算差額等	988	818
長期前払費用	46	32	その他有価証券評価差額金	988	818
差入保証金	551	524	純 資 産 合 計	18,046	18,851
その他の	83	83	負 債 ・ 純 資 産 合 計	38,393	38,642
貸倒引当金	△2	△1			
資 産 合 計	38,393	38,642			

招集ご通知

参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主メモ

トピックス

損 益 計 算 書

(単位：百万円)

科 目	(ご参考) 第 142 期 2020年4月1日～ 2021年3月31日	第 143 期 2021年4月1日～ 2022年3月31日
営 業 収 益	20,149	20,863
営 業 原 価	18,556	19,081
営 業 総 利 益	1,593	1,782
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	656	693
営 業 利 益	936	1,089
営 業 外 収 益	768	738
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	525	484
助 成 金 収 入	204	181
そ の 他	38	72
営 業 外 費 用	39	36
支 払 利 息	34	31
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	△0	△0
そ の 他	5	5
経 常 利 益	1,665	1,790
特 別 利 益	26	1
固 定 資 産 売 却 益	6	1
投 資 有 価 証 券 売 却 益	19	0
特 別 損 失	51	68
固 定 資 産 除 売 却 損	48	59
投 資 有 価 証 券 評 価 損	-	5
投 資 有 価 証 券 売 却 損	-	2
災 害 に よ る 損 失	3	1
税 引 前 当 期 純 利 益	1,640	1,723
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	428	494
法 人 税 等 調 整 額	△34	△59
当 期 純 利 益	1,246	1,288

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

東陽倉庫株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福	井	淳
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金	原	正 英

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東陽倉庫株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東陽倉庫株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

東陽倉庫株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福 井	淳
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金 原	正 英

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東陽倉庫株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第143期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第143期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

東陽倉庫株式会社 監査役会

常勤監査役	森	真	悟	㊟	
社外監査役	近	藤	克	磨	㊟
社外監査役	入	谷	正	章	㊟

以上

株主メモ

事業年度：4月1日から翌年3月31日まで

剰余金の配当の基準日：期末配当 3月31日
中間配当 9月30日

定時株主総会：6月下旬

単元株式数：100株

公告の方法：当社ホームページ
(<http://www.toyo-logistics.co.jp/>)
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載いたします。

株主名簿管理人：三菱UFJ信託銀行株式会社

同 連 絡 先：〒137-8081
新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
TEL 0120-232-711 (フリーダイヤル)

特別口座管理機関：〒168-0063
東京都杉並区和泉2丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
TEL 0120-782-031 (フリーダイヤル)

上 場 市 場：東京証券取引所 (スタンダード市場)
名古屋証券取引所 (プレミアム市場)

お知らせ

1. 住所変更、単元未満株式の買取等のお申し出先について

- 証券口座にて株式を管理されている株主様
株主様の口座のある証券会社にお申し出ください。
- 証券会社等に口座がないため特別口座が開設されました株主様
三井住友信託銀行 証券代行部 (フリーダイヤル 0120-782-031) にお申し出ください。

2. 未払配当金のお支払いについて

三菱UFJ信託銀行 証券代行部 (フリーダイヤル 0120-232-711) にお申し出ください。

3. 配当金計算書について

配当金お支払いの際にご送付しております「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、その添付資料としてご使用いただくことができます。
ただし、株式数比例配分方式をご選択いただいている株主様につきましては、源泉徴収税額の計算は証券会社等にて行われます。確定申告を行う際の添付資料につきましては、お取引の証券会社にご確認をお願いいたします。
なお、配当金領収証にて配当金をお受取りの株主様につきましても、配当金のお支払いの都度「配当金計算書」を同封させていただいております。確定申告をされる株主様は大切に保管ください。

4. 株式等に関するマイナンバーお届出について

株式等の税務関係の手続きに関しましては、マイナンバーのお届出が必要です。お届出をされていない株主様におかれましては、お取引のある証券会社等へマイナンバーのお届出をお願いいたします。

- 証券口座にて株式を管理されている株主様
お取引のある証券会社等までお問い合わせください。
- 証券会社とお取引がない株主様
三井住友信託銀行 証券代行部 (フリーダイヤル 0120-782-031) までお問い合わせください。

TOPICS

物流施設の増設



2021年9月、神奈川県相模原市に物流施設を増設しました。

東名高速道路と圏央道へのアクセスが良く、広域配送の物流拠点として最適な立地となります。既存施設と併せて顧客の様々な需要に応じてまいります。

施設の概要

名称：相模原営業所5号倉庫
所在地：神奈川県相模原市中央区田名字赤坂3700-1
構造：鉄筋コンクリート造 5階建（一部6階建）
延床面積：約10,800㎡（相模原営業所全体 約48,000㎡）



2022年3月、愛知県小牧市に物流施設を増設することとしました。東名高速道路と名神高速道路の結節点である小牧インターチェンジ至近に位置し、2022年6月着工、2023年8月稼働を予定しています。

物流需要が高い当地区で、既存施設と併せて取り扱いの幅を拡げてまいります。

施設の概要

名称：小牧営業所インター2号倉庫C棟
所在地：愛知県小牧市大字村中宇池田1128
構造：鉄骨鉄筋コンクリート造 4階建
延床面積：約13,800㎡（小牧営業所全体 約53,100㎡）

成田営業所の開設



2022年3月、成田空港に成田営業所を開設しました。

国際航空貨物の取り扱いがますます増加する成田空港に拠点を設けることで、顧客の航空輸送ニーズに応え、業容の拡大を図ります。

営業所の概要

名称：東陽倉庫株式会社 成田営業所
住所：千葉県成田市駒井野台ノ田2091番地
成田国際空港内第2貨物代理店ビル408号

TOPICS

「サステナビリティ」のご紹介

当社は、2021年11月9日に「サステナビリティに関する基本方針」を制定しました。当社ホームページでその詳細をご紹介します。

URL : <http://www.toyo-logistics.co.jp/sustainability.html>



◆環境保全活動の推進

当社は、太陽光発電システムを18拠点設置し、年間約100万kWhの総発電量と、約400トンのCO₂を削減しています。引き続き脱炭素社会の実現を目指してまいります。

■太陽光発電システムによる総発電量と削減CO₂排出量のグラフデータ



◆社会貢献活動の取り組み

当社は、毎年、社会貢献活動の一環として、社会福祉法人愛知県共同募金会を通じて、赤い羽根共同募金運動に参加しています。また、募金ができる飲料自動販売機を設置し、社員が自発的に共同募金に参加しています。



株主総会会場ご案内図

会場

名古屋市中村区名駅南二丁目6番17号
東陽倉庫株式会社 本店7階会議室
電話 (052) 581-0251



お願い 会場付近の駐車場が限られておりますので、公共交通機関をご利用のうえ、会場までお越しくださいますようお願い申し上げます。

交通

- | | | |
|-------|-----------------|----------|
| ・地下鉄 | 「名古屋駅」(東山線・桜通線) | 下車徒歩約20分 |
| | 「伏見駅」(鶴舞線・東山線) | 下車徒歩約15分 |
| | 「大須観音駅」(鶴舞線) | 下車徒歩約15分 |
| ・市バス | 「柳橋」 | 下車徒歩約10分 |
| ・名鉄バス | 「下広井」 | 下車徒歩約2分 |

<新型コロナウイルスに関するお知らせ>

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じておりますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。